

関川村村民会館 空調設備更新工事

図面番号	図面名称	縮 尺
M-0 1	機械設備工事特記仕様書（1）	N：S
M-0 2	機械設備工事特記仕様書（2）	N：S
M-0 3	案内図・配置図	1：3 0 0
M-0 4	冷暖房設備 機器表(撤去)	N：S
M-0 5	冷暖房設備 機器表(新設)	N：S
M-0 6	冷暖房設備 体育館棟1階平面図（改修前）	1：1 0 0
M-0 7	冷暖房設備 体育館棟1階平面図（改修後）	1：1 0 0
M-0 8	冷暖房設備 公民館1階平面図（改修前）	1：1 0 0
M-0 9	冷暖房設備 公民館1階平面図（改修後）	1：1 0 0

関川村村民会館

空調設備更新

工事設計図

令和 6年 3月 (全11枚)

工事場所 新潟県岩船郡関川村上関1285

建物概要

建 物 名 称	構 造	階 数	延べ面積 (㎡)	消防令別表第一	備 考
関川村村民会館	R C造	2階	3,665		

仕 様 書

I. 共通仕様

1. 本共通仕様及び特記仕様に記載されていない事項は、次による。
新築及び増築に係る機械設備工事においては、「国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書 (機械設備工事編) 令和4年版」(以下「標準仕」という。) 及び「国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修 公共建築設備工事標準図 (機械設備工事編) 令和4年版」(以下「標準図」という。) による。
改修に係る機械設備工事においては、「国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築改修工事標準仕様書 (機械設備工事編) 令和4年版」(以下「改修標準仕」という。) 及び標準図による。ただし、改修標準仕に記載されていない事項は標準仕による。
2～4及び別表は省略。
(「新潟県土木部建築工事仕様書作成要領別記3『機械設備工事共通仕様』」のとおり。新潟県ホームページを参照)

II. 特記仕様

凡 例

(1) 章と項目は番号に○のついたものを適用する。特記事項は・に○のついたものを適用する。
(2) 特記事項で、○印のない場合は、※印を適用する。○印と※印のある場合は○印のみ適用する。
(3) 概観項目の「a・b・c・d」は標準仕並びに改修標準仕の第 a編 b章 c節 d項を表す。

章	項	目	特 記 事 項	標 仕 改修標準仕 参照項目
1 一般 事項	1. 工事実績情報への登録	1-1.1.1 1-1.1.4	請負工事費 500万円以上の場合登録する。	
	2. 概成工期	1-1.2.1 1-1.2.1	※ 無 ・ 有 (工期 令和 年 月 日) 着手 令和 年 月 日 ～ 終了 令和 年 月 日 とする。 ただし、次の作業は内部工事着手前に入る。(着手年、作業箇所は施設及び監督員と協議のうえ決定する。) ※ 工場製作のための現場寸法調査 部分使用に係る条件に変更がある場合は、部分使用承諾書により施設内部の使用を開始する。 契約書に基づく履行報告に当たり、報告に用いる書式等は「工事進行マニュアル (新潟県土木部都市局管轄課)」による。 <表-2>「発生材の処理等」による。	
	3. 工事の記録等	1-1.3.9 1-1.3.9		
	4. 発生材の処理等	1-1.3.9 1-1.3.9		
	5. 機材の検査に伴う試験	1-1.4.6 1-1.4.6	下記の機材は、標準あるいは改修標準 第1編1.4.6(1) (7) を適用する。 (・ 配管施工 (建築配管作業) ・ 熱絶縁施工 (保温、保冷、防護) ・ 冷凍・空気調和機器施工 (機器据付及び整備) ・ 建築板金施工 (ダクト外装及び取付) ※ 実施しない ・ 実施する)	
	6. 見本施工	1-1.5.4 1-1.5.4		
	7. 完成図等	1-1.6.5 1-1.7.1	下記のものを作成し提出する。なお、作成方法及び部数等は監督員の指示による。 製本 (完成図、施工図)、CADデータ、保全に関する資料 施工図等の著作権に係わる当該建物に限る使用権は、発注者に委譲するものとする。	
	8. 施工図等の取扱い	1-1.7.1 1-1.7.1		
	9. 工事完成写真写真	1-1.7.1 1-1.7.1	工事完了後整理のうえ監督員に提出する。提出部数 3 部 工事完成写真は機械室機器、主要各室の冷暖房衛生機器及び屋外施設等とし、改修工事については、主要部分の改修前と改修後が、比較で用いる書式等は「工事進行マニュアル」によるものとし、撮影計画書を作成して監督員に提出する。ただし、あらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、撮影計画書の作成を省略できる。 提出部数 1 部 印刷物若しくは電子データ (DVD等のメディア) で提出する。 スリッパ、入れ入れなど他工事との取扱いを <表-3>「工事区分表」によるものとし、施工に支障をきたさない時期までに必要な大きさ、位置などを関係者と調整する。	
	10. 他工事との取合い	2-2.5.15 2-2.5.15	※ 適用しない ・ 適用する (・ RT ・ PT ・ MT) (・ 油管 ・ 低圧蒸気管 ・ 冷却水管 ・ 冷温水管 ・ 高圧蒸気管 ・ 高温水管) 機械室内配管で振動の伝播を防ぐ必要がある場合の吊金物は下記による。	
2 共 通 工 事 (配 管 工 事 等)	1. 浴接部の非破壊検査	2-2.5.15 2-2.5.15	※ 適用しない ・ 適用する (・ RT ・ PT ・ MT) (・ 油管 ・ 低圧蒸気管 ・ 冷却水管 ・ 冷温水管 ・ 高圧蒸気管 ・ 高温水管) 機械室内配管で振動の伝播を防ぐ必要がある場合の吊金物は下記による。	
	2. 吊り及び支持	2-2.5.15 2-2.5.15	※ 適用しない ・ 適用する (・ RT ・ PT ・ MT) (・ 油管 ・ 低圧蒸気管 ・ 冷却水管 ・ 冷温水管 ・ 高圧蒸気管 ・ 高温水管) 機械室内配管で振動の伝播を防ぐ必要がある場合の吊金物は下記による。	
	3. 管の埋設	2-2.5.15 2-2.5.15	※ 適用しない ・ 適用する (・ RT ・ PT ・ MT) (・ 油管 ・ 低圧蒸気管 ・ 冷却水管 ・ 冷温水管 ・ 高圧蒸気管 ・ 高温水管) 機械室内配管で振動の伝播を防ぐ必要がある場合の吊金物は下記による。	
	4. 地中配管の表示	2-2.5.15 2-2.5.15	※ 適用しない ・ 適用する (・ RT ・ PT ・ MT) (・ 油管 ・ 低圧蒸気管 ・ 冷却水管 ・ 冷温水管 ・ 高圧蒸気管 ・ 高温水管) 機械室内配管で振動の伝播を防ぐ必要がある場合の吊金物は下記による。	
	5. 埋め戻し土・盛土	2-2.5.15 2-2.5.15	※ 適用しない ・ 適用する (・ RT ・ PT ・ MT) (・ 油管 ・ 低圧蒸気管 ・ 冷却水管 ・ 冷温水管 ・ 高圧蒸気管 ・ 高温水管) 機械室内配管で振動の伝播を防ぐ必要がある場合の吊金物は下記による。	
	6. 耐震措置	2-2.5.15 2-2.5.15	※ 適用しない ・ 適用する (・ RT ・ PT ・ MT) (・ 油管 ・ 低圧蒸気管 ・ 冷却水管 ・ 冷温水管 ・ 高圧蒸気管 ・ 高温水管) 機械室内配管で振動の伝播を防ぐ必要がある場合の吊金物は下記による。	
	7. 耐震措置	2-2.5.15 2-2.5.15	※ 適用しない ・ 適用する (・ RT ・ PT ・ MT) (・ 油管 ・ 低圧蒸気管 ・ 冷却水管 ・ 冷温水管 ・ 高圧蒸気管 ・ 高温水管) 機械室内配管で振動の伝播を防ぐ必要がある場合の吊金物は下記による。	
	8. 耐震措置	2-2.5.15 2-2.5.15	※ 適用しない ・ 適用する (・ RT ・ PT ・ MT) (・ 油管 ・ 低圧蒸気管 ・ 冷却水管 ・ 冷温水管 ・ 高圧蒸気管 ・ 高温水管) 機械室内配管で振動の伝播を防ぐ必要がある場合の吊金物は下記による。	
	9. 耐震措置	2-2.5.15 2-2.5.15	※ 適用しない ・ 適用する (・ RT ・ PT ・ MT) (・ 油管 ・ 低圧蒸気管 ・ 冷却水管 ・ 冷温水管 ・ 高圧蒸気管 ・ 高温水管) 機械室内配管で振動の伝播を防ぐ必要がある場合の吊金物は下記による。	
	10. 耐震措置	2-2.5.15 2-2.5.15	※ 適用しない ・ 適用する (・ RT ・ PT ・ MT) (・ 油管 ・ 低圧蒸気管 ・ 冷却水管 ・ 冷温水管 ・ 高圧蒸気管 ・ 高温水管) 機械室内配管で振動の伝播を防ぐ必要がある場合の吊金物は下記による。	

1. 浴接部の非破壊検査

2. 吊り及び支持

3. 管の埋設

4. 地中配管の表示

5. 埋め戻し土・盛土

6. 耐震措置

床下地中埋設配管は、床筋筋から吊金物で支持する。(県共通図参照)

地中埋設機 (※ 要 (図示の箇所) ・ 不要)

埋設表示テープ (※ 要 ・ 不要)

※ 掘削土の良質土 (ただし、管の周囲は山砂の類とする。)

※ すべり山砂の類で行う

設備機器の固定は下記に示す事項を除き、全て「建築設備耐震設計・施工指針 独立行政法人建築研究所監修 2014年版」による。また、100kg未満の機器については製造者の指定する方法で確実に支持・固定する。

重要機器

重要水槽

重要機器・重要水槽については、下表に適合する設計用水平震度から算出したアンカーボルト等を選定して固定する。

設 置 場 所	耐 震 安 全 性 の 分 類			
	特定施設 (甲類・乙類)	重要機器・水槽	一般機器・水槽	一般機器・水槽
上層階・屋上及び塔屋	1.5 (2.0)	1.5 (2.0)	1.5 (2.0)	1.5 (1.5)
	<2.0>	<1.5>	<1.5>	<1.0>
中 間 階	1.5 (1.5)	1.5 (1.5)	1.5 (1.5)	1.5 (1.0)
	<1.5>	<1.0>	<1.0>	<0.6>
地 下 階 ・ 1 階	1.0 (1.0)	0.6 (1.0)	0.6 (1.0)	0.4 (0.6)
	<1.5>	<1.0>	<1.0>	<0.6>

(注) 1. () 内の数値は防振支持の機器の場合に適用する。
2. < > 内の数値は水槽類に適用する。
3. 上層階の定義は、2～6階建の場合は最上階、7～9階建の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階建以上の場合は上層4階。
(1) 設計用水平地震力・機器の重量 (N) に設計用水平震度を乗じたものとする。
(2) 設計用鉛直地震力・設計用水平地震力の 1/2 とし、水平地震力と同時に働くものとする。

1. 浴接部の非破壊検査

2. 吊り及び支持

3. 管の埋設

4. 地中配管の表示

5. 埋め戻し土・盛土

6. 耐震措置

床下地中埋設配管は、床筋筋から吊金物で支持する。(県共通図参照)

地中埋設機 (※ 要 (図示の箇所) ・ 不要)

埋設表示テープ (※ 要 ・ 不要)

※ 掘削土の良質土 (ただし、管の周囲は山砂の類とする。)

※ すべり山砂の類で行う

設備機器の固定は下記に示す事項を除き、全て「建築設備耐震設計・施工指針 独立行政法人建築研究所監修 2014年版」による。また、100kg未満の機器については製造者の指定する方法で確実に支持・固定する。

重要機器

重要水槽

重要機器・重要水槽については、下表に適合する設計用水平震度から算出したアンカーボルト等を選定して固定する。

設 置 場 所	耐 震 安 全 性 の 分 類			
	特定施設 (甲類・乙類)	重要機器・水槽	一般機器・水槽	一般機器・水槽
上層階・屋上及び塔屋	1.5 (2.0)	1.5 (2.0)	1.5 (2.0)	1.5 (1.5)
	<2.0>	<1.5>	<1.5>	<1.0>
中 間 階	1.5 (1.5)	1.5 (1.5)	1.5 (1.5)	1.5 (1.0)
	<1.5>	<1.0>	<1.0>	<0.6>
地 下 階 ・ 1 階	1.0 (1.0)	0.6 (1.0)	0.6 (1.0)	0.4 (0.6)
	<1.5>	<1.0>	<1.0>	<0.6>

(注) 1. () 内の数値は防振支持の機器の場合に適用する。
2. < > 内の数値は水槽類に適用する。
3. 上層階の定義は、2～6階建の場合は最上階、7～9階建の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階建以上の場合は上層4階。
(1) 設計用水平地震力・機器の重量 (N) に設計用水平震度を乗じたものとする。
(2) 設計用鉛直地震力・設計用水平地震力の 1/2 とし、水平地震力と同時に働くものとする。

1. 浴接部の非破壊検査

2. 吊り及び支持

3. 管の埋設

4. 地中配管の表示

5. 埋め戻し土・盛土

6. 耐震措置

床下地中埋設配管は、床筋筋から吊金物で支持する。(県共通図参照)

地中埋設機 (※ 要 (図示の箇所) ・ 不要)

埋設表示テープ (※ 要 ・ 不要)

※ 掘削土の良質土 (ただし、管の周囲は山砂の類とする。)

※ すべり山砂の類で行う

設備機器の固定は下記に示す事項を除き、全て「建築設備耐震設計・施工指針 独立行政法人建築研究所監修 2014年版」による。また、100kg未満の機器については製造者の指定する方法で確実に支持・固定する。

重要機器

重要水槽

重要機器・重要水槽については、下表に適合する設計用水平震度から算出したアンカーボルト等を選定して固定する。

設 置 場 所	耐 震 安 全 性 の 分 類			
	特定施設 (甲類・乙類)	重要機器・水槽	一般機器・水槽	一般機器・水槽
上層階・屋上及び塔屋	1.5 (2.0)	1.5 (2.0)	1.5 (2.0)	1.5 (1.5)
	<2.0>	<1.5>	<1.5>	<1.0>
中 間 階	1.5 (1.5)	1.5 (1.5)	1.5 (1.5)	1.5 (1.0)
	<1.5>	<1.0>	<1.0>	<0.6>
地 下 階 ・ 1 階	1.0 (1.0)	0.6 (1.0)	0.6 (1.0)	0.4 (0.6)
	<1.5>	<1.0>	<1.0>	<0.6>

(注) 1. () 内の数値は防振支持の機器の場合に適用する。
2. < > 内の数値は水槽類に適用する。
3. 上層階の定義は、2～6階建の場合は最上階、7～9階建の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階建以上の場合は上層4階。
(1) 設計用水平地震力・機器の重量 (N) に設計用水平震度を乗じたものとする。
(2) 設計用鉛直地震力・設計用水平地震力の 1/2 とし、水平地震力と同時に働くものとする。

1. 浴接部の非破壊検査

2. 吊り及び支持

3. 管の埋設

4. 地中配管の表示

5. 埋め戻し土・盛土

6. 耐震措置

床下地中埋設配管は、床筋筋から吊金物で支持する。(県共通図参照)

地中埋設機 (※ 要 (図示の箇所) ・ 不要)

埋設表示テープ (※ 要 ・ 不要)

※ 掘削土の良質土 (ただし、管の周囲は山砂の類とする。)

※ すべり山砂の類で行う

設備機器の固定は下記に示す事項を除き、全て「建築設備耐震設計・施工指針 独立行政法人建築研究所監修 2014年版」による。また、100kg未満の機器については製造者の指定する方法で確実に支持・固定する。

重要機器

重要水槽

重要機器・重要水槽については、下表に適合する設計用水平震度から算出したアンカーボルト等を選定して固定する。

設 置 場 所	耐 震 安 全 性 の 分 類			
	特定施設 (甲類・乙類)	重要機器・水槽	一般機器・水槽	一般機器・水槽
上層階・屋上及び塔屋	1.5 (2.0)	1.5 (2.0)	1.5 (2.0)	1.5 (1.5)
	<2.0>	<1.5>	<1.5>	<1.0>
中 間 階	1.5 (1.5)	1.5 (1.5)	1.5 (1.5)	1.5 (1.0)
	<1.5>	<1.0>	<1.0>	<0.6>
地 下 階 ・ 1 階	1.0 (1.0)	0.6 (1.0)	0.6 (1.0)	0.4 (0.6)
	<1.5>	<1.0>	<1.0>	<0.6>

(注) 1. () 内の数値は防振支持の機器の場合に適用する。
2. < > 内の数値は水槽類に適用する。
3. 上層階の定義は、2～6階建の場合は最上階、7～9階建の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階建以上の場合は上層4階。
(1) 設計用水平地震力・機器の重量 (N) に設計用水平震度を乗じたものとする。
(2) 設計用鉛直地震力・設計用水平地震力の 1/2 とし、水平地震力と同時に働くものとする。

1. 浴接部の非破壊検査

2. 吊り及び支持

3. 管の埋設

4. 地中配管の表示

5. 埋め戻し土・盛土

6. 耐震措置

床下地中埋設配管は、床筋筋から吊金物で支持する。(県共通図参照)

地中埋設機 (※ 要 (図示の箇所) ・ 不要)

埋設表示テープ (※ 要 ・ 不要)

※ 掘削土の良質土 (ただし、管の周囲は山砂の類とする。)

※ すべり山砂の類で行う

設備機器の固定は下記に示す事項を除き、全て「建築設備耐震設計・施工指針 独立行政法人建築研究所監修 2014年版」による。また、100kg未満の機器については製造者の指定する方法で確実に支持・固定する。

重要機器

重要水槽

重要機器・重要水槽については、下表に適合する設計用水平震度から算出したアンカーボルト等を選定して固定する。

設 置 場 所	耐 震 安 全 性 の 分 類			
	特定施設 (甲類・乙類)	重要機器・水槽	一般機器・水槽	一般機器・水槽
上層階・屋上及び塔屋	1.5 (2.0)	1.5 (2.0)	1.5 (2.0)	1.5 (1.5)
	<2.0>	<1.5>	<1.5>	<1.0>
中 間 階	1.5 (1.5)	1.5 (1.5)	1.5 (1.5)	1.5 (1.0)
	<1.5>	<1.0>	<1.0>	<0.6>
地 下 階 ・ 1 階	1.0 (1.0)	0.6 (1.0)	0.6 (1.0)	0.4 (0.6)
	<1.5>	<1.0>	<1.0>	<0.6>

(注) 1. () 内の数値は防振支持の機器の場合に適用する。
2. < > 内の数値は水槽類に適用する。
3. 上層階の定義は、2～6階建の場合は最上階、7～9階建の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階建以上の場合は上層4階。
(1) 設計用水平地震力・機器の重量 (N) に設計用水平震度を乗じたものとする。
(2) 設計用鉛直地震力・設計用水平地震力の 1/2 とし、水平地震力と同時に働くものとする。

1. 浴接部の非破壊検査

2. 吊り及び支持

3. 管の埋設

4. 地中配管の表示

5. 埋め戻し土・盛土

6. 耐震措置

床下地中埋設配管は、床筋筋から吊金物で支持する。(県共通図参照)

地中埋設機 (※ 要 (図示の箇所) ・ 不要)

埋設表示テープ (※ 要 ・ 不要)

※ 掘削土の良質土 (ただし、管の周囲は山砂の類とする。)

※ すべり山砂の類で行う

設備機器の固定は下記に示す事項を除き、全て「建築設備耐震設計・施工指針 独立行政法人建築研究所監修 2014年版」による。また、100kg未満の機器については製造者の指定する方法で確実に支持・固定する。

重要機器

重要水槽

重要機器・重要水槽については、下表に適合する設計用水平震度から算出したアンカーボルト等を選定して固定する。

設 置 場 所	耐 震 安 全 性 の 分 類			
	特定施設 (甲類・乙類)	重要機器・水槽	一般機器・水槽	一般機器・水槽
上層階・屋上及び塔屋	1.5 (2.0)	1.5 (2.0)	1.5 (2.0)	1.5 (1.5)
	<2.0>	<1.5>	<1.5>	<1.0>
中 間 階	1.5 (1.5)	1.5 (1.5)	1.5 (1.5)	1.5 (1.0)
	<1.5>	<1.0>	<1.0>	<0.6>
地 下 階 ・ 1 階	1.0 (1.0)	0.6 (1.0)	0.6 (1.0)	0.4 (0.6)
	<1.5>	<1.0>	<1.0>	<0.6>

(注) 1. () 内の数値は防振支持の機器の場合に適用する。
2. < > 内の数値は水槽類に適用する。
3. 上層階の定義は、2～6階建の場合は最上階、7～9階建の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階建以上の場合は上層4階。
(1) 設計用水平地震力・機器の重量 (N) に設計用水平震度を乗じたものとする。
(2) 設計用鉛直地震力・設計用水平地震力の 1/2 とし、水平地震力と同時に働くものとする。

1. 浴接部の非破壊検査

2. 吊り及び支持

3. 管の埋設

4. 地中配管の表示

5. 埋め戻し土・盛土

6. 耐震措置

床下地中埋設配管は、床筋筋から吊金物で支持する。(県共通図参照)

地中埋設機 (※ 要 (図示の箇所) ・ 不要)

埋設表示テープ (※ 要 ・ 不要)

※ 掘削土の良質土 (ただし、管の周囲は山砂の類とする。)

※ すべり山砂の類で行う

設備機器の固定は下記に示す事項を除き、全て「建築設備耐震設計・施工指針 独立行政法人建築研究所監修 2014年版」による。また、100kg未満の機器については製造者の指定する方法で確実に支持・固定する。

重要機器

重要水槽

重要機器・重要水槽については、下表に適合する設計用水平震度から算出したアンカーボルト等を選定して固定する。

設 置 場 所	耐 震 安 全 性 の 分 類			
	特定施設 (甲類・乙類)	重要機器・水槽	一般機器・水槽	一般機器・水槽
上層階・屋上及び塔屋	1.5 (2.0)	1.5 (2.0)	1.5 (2.0)	1.5 (1.5)
	<2.0>	<1.5>	<1.5>	<1.0>
中 間 階	1.5 (1.5)	1.5 (1.5)	1.5 (1.5)	1.5 (1.0)
	<1.5>	<1.0>	<1.0>	<0.6>
地 下 階 ・ 1 階	1.0 (1.0)	0.6 (1.0)	0.6 (1.0)	0.4 (0.6)
	<1.5>	<1.0>	<1.0>	<0.6>

(注) 1. () 内の数値は防振支持の機器の場合に適用する。
2. < > 内の数値は水槽類に適用する。
3. 上層階の定義は、2～6階建の場合は最上階、7～9階建の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階建以上の場合は上層4階。
(1) 設計用水平地震力・機器の重量 (N) に設計用水平震度を乗じたものとする。
(2) 設計用鉛直地震力・設計用水平地震力の 1/2 とし、水平地震力と同時に働くものとする。

1. 浴接部の非破壊検査

2. 吊り及び支持

3. 管の埋設

4. 地中配管の表示

5. 埋め戻し土・盛土

6. 耐震措置

床下地中埋設配管は、床筋筋から吊金物で支持する。(県共通図参照)

地中埋設機 (※ 要 (図示の箇所) ・ 不要)

埋設表示テープ (※ 要 ・ 不要)

※ 掘削土の良質土 (ただし、管の周囲は山砂の類とする。)

※ すべり山砂の類で行う

設備機器の固定は下記に示す事項を除き、全て「建築設備耐震設計・施工指針 独立行政法人建築研究所監修 2014年版」による。また、100kg未満の機器については製造者の指定する方法で確実に支持・固定する。

重要機器

重要水槽

重要機器・重要水槽については、下表に適合する設計用水平震度から算出したアンカーボルト等を選定して固定する。

設 置 場 所	耐 震 安 全 性 の 分 類			
	特定施設 (甲類・乙類)	重要機器・水槽	一般機器・水槽	一般機器・水槽
上層階・屋上及び塔屋	1.5 (2.0)	1.5 (2.0)	1.5 (2.0)	1.5 (1.5)
	<2.0>	<1.5>	<1.5>	<1.0>
中 間 階	1.5 (1.5)	1.5 (1.5)	1.5 (1.5)	1.5 (1.0)
	<1.5>	<1.0>	<1.0>	<0.6>
地 下 階 ・ 1 階	1.0 (1.0)	0.6 (1.0)	0.6 (1.0)	0.4 (0.6)
	<1.5>	<1.0>	<1.0>	<0.6>

(注) 1. () 内の数値は防振支持の機器の場合に適用する。
2. < > 内の数値は水槽類に適用する。
3. 上層階の定義は、2～6階建の場合は最上階、7～9階建の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階建以上の場合は上層4階。
(1) 設計用水平地震力・機器の重量 (N) に設計用水平震度を乗じたものとする。
(2) 設計用鉛直地震力・設計用水平地震力の 1/2 とし、水平地震力と同時に働くものとする。

1. 浴接部の非破壊検査

2. 吊り及び支持

3. 管の埋設

4. 地中配管の表示

5. 埋め戻し土・盛土

6. 耐震措置

床下地中埋設配管は、床筋筋から吊金物で支持する。(県共通図参照)

地中埋設機 (※ 要 (図示の箇所) ・ 不要)

埋設表示テープ (※ 要 ・ 不要)

※ 掘削土の良質土 (ただし、管の周囲は山砂の類とする。)

※ すべり山砂の類で行う

設備機器の固定は下記に示す事項を除き、全て「建築設備耐震設計・施工指針 独立行政法人建築研究所監修 2014年版」による。また、100kg未満の機器については製造者の指定する方法で確実に支持・固定する。

重要機器

重要水槽

重要機器・重要水槽については、下表に適合する設計用水平震度から算出したアンカーボルト等を選定して固定する。

設 置 場 所	耐 震 安 全 性 の 分 類			
	特定施設 (甲類・乙類)	重要機器・水槽	一般機器・水槽	一般機器・水槽
上層階・屋上及び塔屋	1.5 (2.0)	1.5 (2.0)	1.5 (2.0)	1.5 (1.5)
	<2.0>	<1.5>	<1.5>	<1.0>
中 間 階	1.5 (1.5)	1.5 (1.5)	1.5 (1.5)	1.5 (1.0)
	<1.5>	<1.0>	<1.0>	<0.6>
地 下 階 ・ 1 階	1.0 (1.0)	0.6 (1.0)	0.6 (1.0)	0.4 (0.6)
	<1.5>	<1.0>	<1.0>	<0.6>

(注) 1. () 内の数値は防振支持の機器の場合に適用する。
2. < > 内の数値は水槽類に適用する。
3. 上層階の定義は、2～6階建の場合は最上階、7～9階建の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階建以上の場合は上層4階。
(1) 設計用水平地震力・機器の重量 (N) に設計用水平震度を乗じたものとする。
(2) 設計用鉛直地震力・設計用水平地震力の 1/2 とし、水平地震力と同時に働くものとする。

1. 浴接部の非破壊検査

2. 吊り及び支持

3. 管の埋設

4. 地中配管の表示

5. 埋め戻し土・盛土

6. 耐震措置

床下地中埋設配管は、床筋筋から吊金物で支持する。(県共通図参照)

地中埋設機 (※ 要 (図示の箇所) ・ 不要)

埋設表示テープ (※ 要 ・ 不要)

※ 掘削土の良質土 (ただし、管の周囲は山砂の類とする。)

※ すべり山砂の類で行う

設備機器の固定は下記に示す事項を除き、全て「建築設備耐震設計・施工指針 独立行政法人建築研究所監修 2014年版」による。また、100kg未満の機器については製造者の指定する方法で確実に支持・固定する。

重要機器

重要水槽

重要機器・重要水槽については、下表に適合する設計用水平震度から算出したアンカーボルト等を選定して固定する。

設 置 場 所	耐 震 安 全 性 の 分 類			
	特定施設 (甲類・乙類)	重要機器・水槽	一般機器・水槽	一般機器・水槽
上層階・屋上及び塔屋	1.5 (2.0)	1.5 (2.0)	1.5 (2.0)	1.5 (1.5)
	<2.0>	<1.5>	<1.5>	<1.0>
中 間 階	1.5 (1.5)	1.5 (1.5)	1.5 (1.5)	1.5 (1.0)
	<1.5>	<1.0>	<1.0>	<0.6>
地 下 階 ・ 1 階	1.0 (1.0)	0.6 (1.0)	0.6 (1.0)	0.4 (0.6)
	<1.5>	<1.0>	<1.0>	<0.6>

(注) 1. () 内の数値は防振支持の機器の場合に適用する。
2. < > 内の数値は水槽類に適用する。
3. 上層階の定義は、2～6階建の場合は最上階、7～9階建の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階建以上の場合は上層4階。
(1) 設計用水平地震力・機器の重量 (N) に設計用水平震度を乗じたものとする。
(2) 設計用鉛直地震力・設計用水平地震



関川村公民館 案内図

CONSTRUCTION NAME			DRAWING NAME			SCALE		DATE	
関川村村民会館 空調設備更新工事			案内図・配置図			A1版 1:300		2024.00	
			APPROVED	CHECKED	DRAWING			DRAWING NO.	
						A3版 1:600		M-03	

【体育館棟 空調機器表】（撤去）

記 号	名 称	摘 要		台数	電源(50Hz)		設置場所	備 考		
					相	電圧			消費電力	
ACP-1	パッケージエアコン	形式	天井カセット形(4方向)	2	3	200	1F 事務室	サンヨー SPW-CHVP160E		
		冷房能力	14.0 KW					冷房	3.95kW	冷媒ガス封入量: R410A 3.4kg
		暖房能力	16.0 KW					暖房	4.27kW	
ACP-2	パッケージエアコン	形式	天井カセット形(2方向)	1	3	200	1F 印刷室・書庫	サンヨー SPW-CHVP56E		
		冷房能力	5.0 KW					冷房	1.57kW	冷媒ガス封入量: R410A 1.65kg
		暖房能力	5.6 KW					暖房	1.66kW	
ACP-3	パッケージエアコン	形式	天井カセット形(2方向)	1	3	200	1F 教育長室	サンヨー SPW-CHVP80E		
		冷房能力	7.1 KW					冷房	2.36kW	冷媒ガス封入量: R410A 2.2kg
		暖房能力	8.0 KW					暖房	2.29kW	
ACP-4	パッケージエアコン(冷房専用)	形式	天井吊形	1	3	200	1F ミーティングルーム	サンヨー SPW-T100M		
		冷房能力	10.0 KW					冷房	3.57kW	冷媒ガス封入量: R22 3.9kg
ACP-5	パッケージエアコン(冷房専用)	形式	天井吊形	1	3	200	1F 調理実習室	サンヨー SPW-CJ160U		
		冷房能力	14.0 KW					冷房	5.23kW	冷媒ガス封入量: R32 5.0kg
ACP-6	パッケージエアコン(冷房専用)	形式	天井吊形	1	3	200	1F 休養室1	サンヨー SPW-T125M		
		冷房能力	12.5 KW					冷房	4.47kW	冷媒ガス封入量: R22 4.6kg
ACR-1	ルームエアコン	形式	壁掛形	1	1	100	1F 書庫	サンヨー SAP-CGK28C		
		冷房能力	2.8 KW					冷房	0.45kW	
		暖房能力	4.0 KW					暖房	0.55kW	
ACR-2	ルームエアコン	形式	壁掛形	2	1	200	1F 休養室2	東芝 RAS-5621AD		
		冷房能力	5.6 KW					冷房	2.25kW	
		暖房能力	6.7 KW					暖房	1.78kW	
CH-1	冷房機付灯油炊火ヒーター	形式	床置形	1	1	100	1F 休憩室	サンヨー CFF-Y4128G		
		冷房能力	2.9 KW					冷房	1.06kW	
		暖房能力	4.3 KW							
		燃料消費量	0.486 L/h							

【公民館 空調機器表】（撤去）

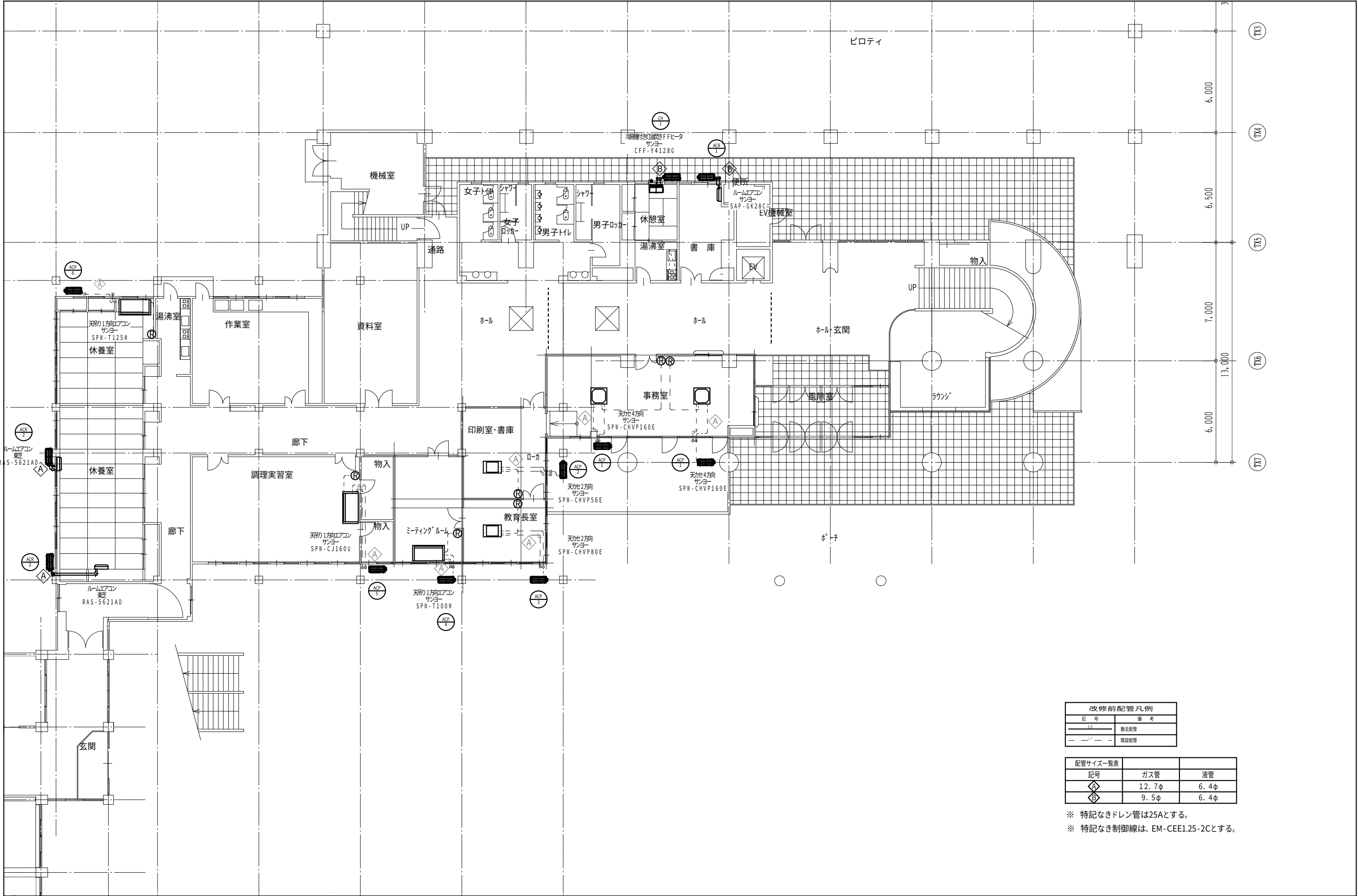
記 号	名 称	摘 要	台数	電 源 (5 0 H z)		設置場所	備 考
				相	電 圧		
A C P - 7	パッケージエアコン	形式 天井カセット形 (4 方向)	1	3	2 0 0	1 F 図書室	ダイキン SZRUC280BAD
	(ツイン同時)	冷房能力 2 5 . 0 K W	冷房		8 . 48kW		冷媒ガス封入量 : R 32 5 . 5 k g
		暖房能力 2 8 . 0 K W	暖房		7 . 49kW		
A C P - 8	パッケージエアコン	形式 天井カセット形 (4 方向)	1	3	2 0 0	1 F 図書室	三菱 PLZ-RP80AD
		冷房能力 7 . 1 K W	冷房		1 . 65kW		冷媒ガス封入量 : R 410A 3 . 5 k g
		暖房能力 8 . 0 K W	暖房		1 . 95kW		
A C R - 3	ルームエアコン	形式 壁掛形	2	1	2 0 0	1 F 会議室	ダイキン F-563ATAP
		冷房能力 5 . 6 K W	冷房		1 . 5kW		
		暖房能力 6 . 7 K W	暖房		1 . 43kW		
A C R - 4	ルームエアコン	形式 壁掛形	1	1	1 0 0	1 F 小会議室	東芝 RAS-2811AD
		冷房能力 2 . 8 K W	冷房		0 . 68kW		
		暖房能力 3 . 6 K W	暖房		0 . 85kW		

	CONSTRUCTION NAME 関川村市民会館 空調設備更新工事					DRAWING NAME	SCALE	DATE
						冷暖房設備 機器表（撤去）	A1版 N.S	2024.00
			APPROVED	CHECKED	DRAWING		A3版 N.S	DRAWING NO.
								M-04

冷暖房設備機器仕様表 (体育館棟 新設)					
記 号	機 器 名	仕 様 (参 考 品 番)	付 属 品	備 考	台 数
ACP-1	空冷式ヒートポンプ式 パッケージエアコン		ワイヤードリモコン	1F 事務室	2
		天カセ4方向	化粧パネル		
		冷房能力 3.6kW(0.9～4.0kW)			
		暖房能力 4.0kW(1.0～5.3kW)			
		圧縮機 0.59kW			
		消費電力 冷房0.677Kw 暖房0.757Kw			
		電源 3相200V			
ACP-2	空冷式ヒートポンプ式 パッケージエアコン		ワイヤードリモコン	1F 印刷室・書庫	1
		天カセ2方向	化粧パネル		
		冷房能力 3.6kW(1.7～4.0kW)			
		暖房能力 4.0kW(1.8～5.3kW)			
		圧縮機 0.59kW			
		消費電力 冷房0.8Kw 暖房0.88Kw			
		電源 3相200V			
ACP-3	空冷式ヒートポンプ式 パッケージエアコン		ワイヤードリモコン	1F 教 育 庁 室	1
		天カセ2方向	化粧パネル		
		冷房能力 12.5kW(5.7～14.0kW)			
		暖房能力 14.0kW(6.3～18.0kW)			
		圧縮機 2.36kW			
		消費電力 冷房4.1Kw 暖房3.78Kw			
		電源 3相200V			
ACP-4	空冷式ヒートポンプ式 パッケージエアコン		ワイヤードリモコン	1F ミーティングルーム	1
		天井吊型	ドレンアップ		
		冷房能力 10.0kW(4.8～11.2kW)			
		暖房能力 11.2kW(5.1～14.0kW)			
		圧縮機 1.79kW			
		消費電力 冷房2.6Kw 暖房2.6Kw			
		電源 3相200V			
ACP-5	空冷式ヒートポンプ式 パッケージエアコン		ワイヤードリモコン	1F 調理実習室	1
		天井吊型	ドレンアップ		
		冷房能力 14.0kW(6.3～16.0kW)			
		暖房能力 16.0kW(7.3～20.0kW)			
		圧縮機 2.83kW			
		消費電力 冷房5.3Kw 暖房4.58Kw			
		電源 3相200V			
ACP-6	空冷式ヒートポンプ式 パッケージエアコン		ワイヤードリモコン	1F 休養室1	1
		天井吊型	ドレンアップ		
		冷房能力 4.0kW(1.8～4.5kW)			
		暖房能力 4.5kW(2.1～5.9kW)			
		圧縮機 0.71kW			
		消費電力 冷房1.05Kw 暖房1.0Kw			
		電源 3相200V			
ACR-1	ルームエアコン		ワイヤレスリモコン	1F 書 庫 1F 休 憩 室	2
		壁掛型			
		冷房能力 2.2kW(0.7～2.8kW)			
		暖房能力 2.8kW(0.6～5.4kW)			
		圧縮機 0.6kW			
		消費電力 0.45kW			
		電源 単相100V			
ACR-2	ルームエアコン		ワイヤレスリモコン	1F 休養室2	2
		壁掛型			
		冷房能力 5.6kW(0.6～5.7kW)			
		暖房能力 6.7kW(0.6～9.1kW)			
		圧縮機 1.7kW			
		消費電力 冷房2.0Kw 暖房1.83Kw			
		電源 単相100V			

冷暖房設備機器仕様表 (公民館 新設)					
記 号	機 器 名	仕 様 (参 考 品 番)	付 属 品	備 考	台 数
ACP-7	空冷式ヒートポンプ式 パッケージエアコン		ワイヤードリモコン	1F 図書室	1
		天カセ4方向(ツイン)	化粧パネル		
		冷房能力 20.0kW(5.0～22.4kW)			
		暖房能力 22.4kW(5.6～28.0kW)			
		圧縮機 4.52kW			
		消費電力 冷房5.55Kw 暖房5.53Kw			
		電源 3相200V			
ACP-8	空冷式ヒートポンプ式 パッケージエアコン		ワイヤードリモコン	1F 図書室 (児童コーナー)	1
		天カセ4方向	化粧パネル		
		冷房能力 7.1kW(2.3～8.0kW)			
		暖房能力 8.0kW(2.0～10.6kW)			
		圧縮機 1.29kW			
		消費電力 冷房1.59Kw 暖房1.58Kw			
		ファン 室内 106W 室外 84W			
ACR-3	ルームエアコン		ワイヤレスリモコン	1F 会議室	2
		壁掛型			
		冷房能力 2.2kW(0.7～2.8kW)			
		暖房能力 2.8kW(0.6～6.4kW)			
		圧縮機 0.6kW			
		消費電力 0.6kW			
		電源 単相100V			
ACR-4	ルームエアコン		ワイヤレスリモコン	1F 小会議室	1
		壁掛型			
		冷房能力 2.2kW(0.7～2.8kW)			
		暖房能力 2.8kW(0.6～6.4kW)			
		圧縮機 0.6kW			
		消費電力 0.6kW			
		電源 単相100V			

	CONSTRUCTION NAME 関川村市民会館 空調設備更新工事		APPROVED CHECKED DRAWING			DRAWING NAME 冷暖房設備 機器表 (新設)	SCALE A1版 N.S A3版 N.S	DATE 2024.00	
								DRAWING NO. M-05	

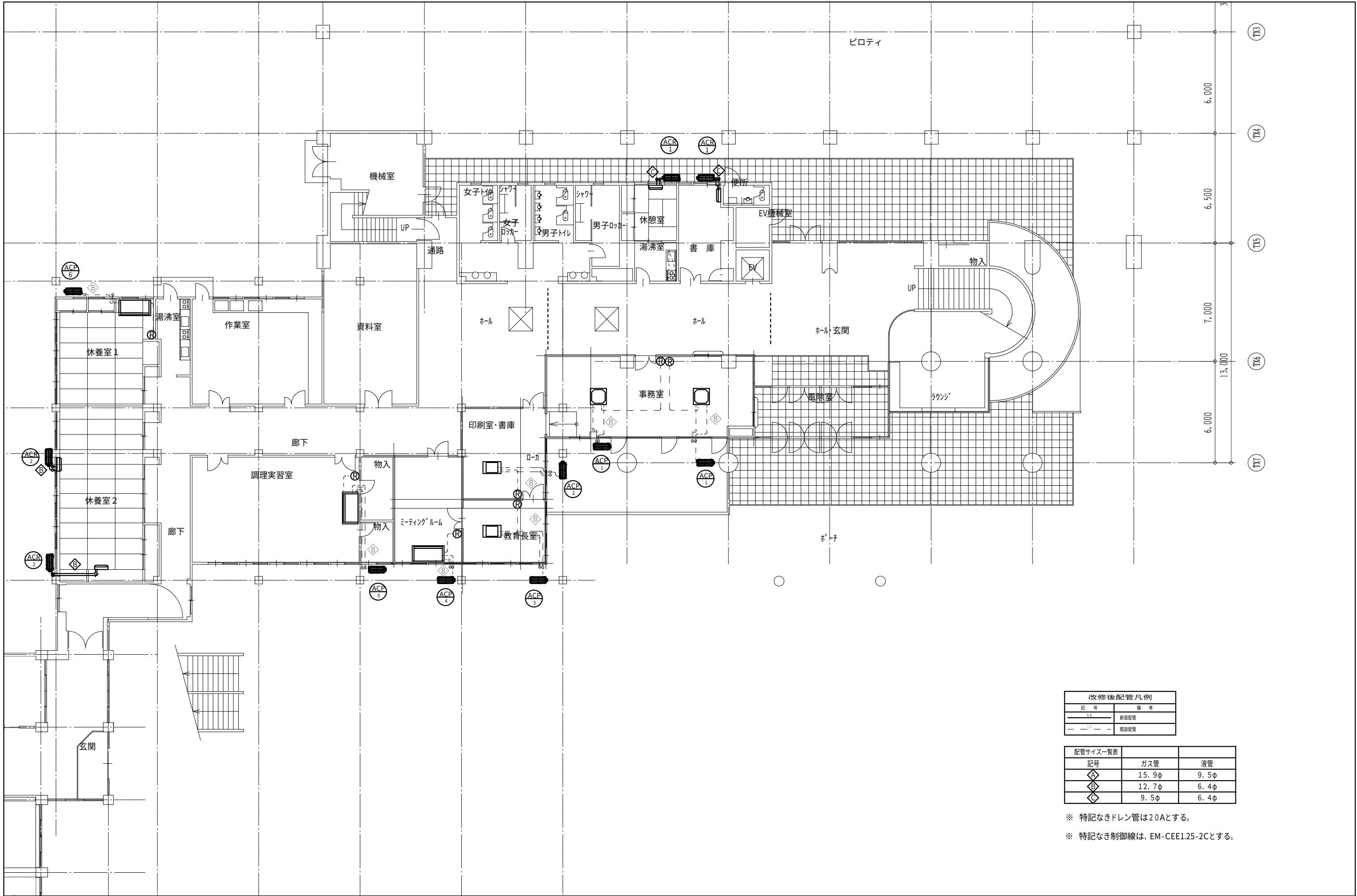


改修前配管凡例	
記号	備考
— S —	撤去配管
— 50 —	既設配管

配管サイズ一覧表		
記号	ガス管	液管
A	12.7φ	6.4φ
B	9.5φ	6.4φ

※ 特記なきドレン管は25Aとする。
※ 特記なき制御線は、EM-CEE1.25-2Cとする。

CONSTRUCTION NAME		DRAWING NAME			SCALE	DATE
関川村公民会館 空調設備更新工事		冷暖房設備 体育館棟1階平面図 (改修前)			A1版 1:100 A3版 1:200	2024.00
		APPROVED	CHECKED	DRAWING	DRAWING NO. M-06	



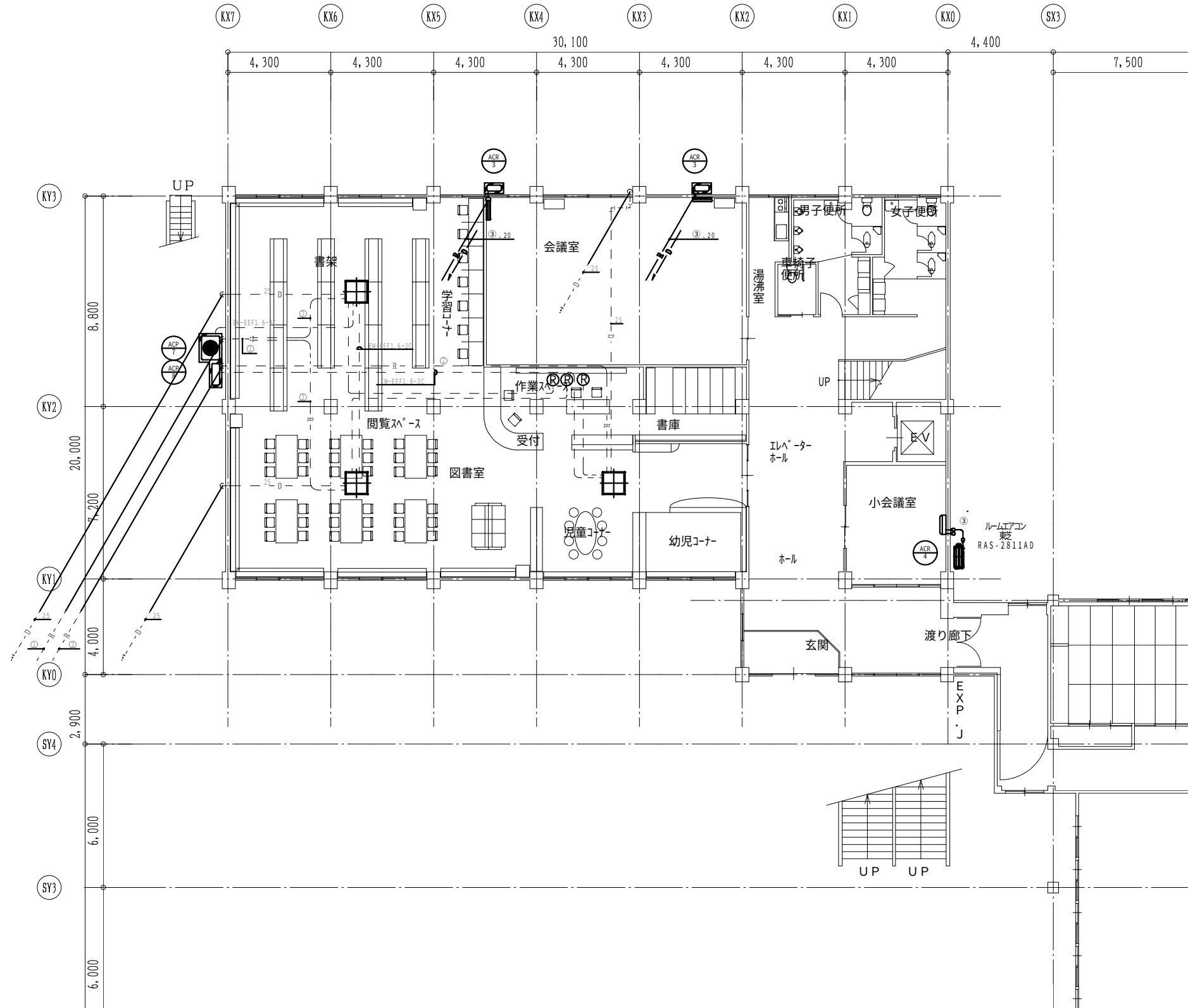
改修後配管凡例	
記号	備考
—S—	新設配管
—D—	既設配管

配管サイズ一覧表		
記号	ガス管	液管
△A	15.9φ	9.5φ
△B	12.7φ	6.4φ
△C	9.5φ	6.4φ

※ 特記なきドレン管は20Aとする。

※ 特記なき制御線は、EM-CEE1.25-2Cとする。

CONSTRUCTION NAME		DRAWING NAME			SCALE	DATE
関川村 公民館 空調設備更新工事		冷暖房設備 体育館棟1階平面図 (改修後)			A1版 1:100	2024.00
		APPROVED	CHECKED	DRAWING	A3版 1:200	DRAWING NO.
						M-07

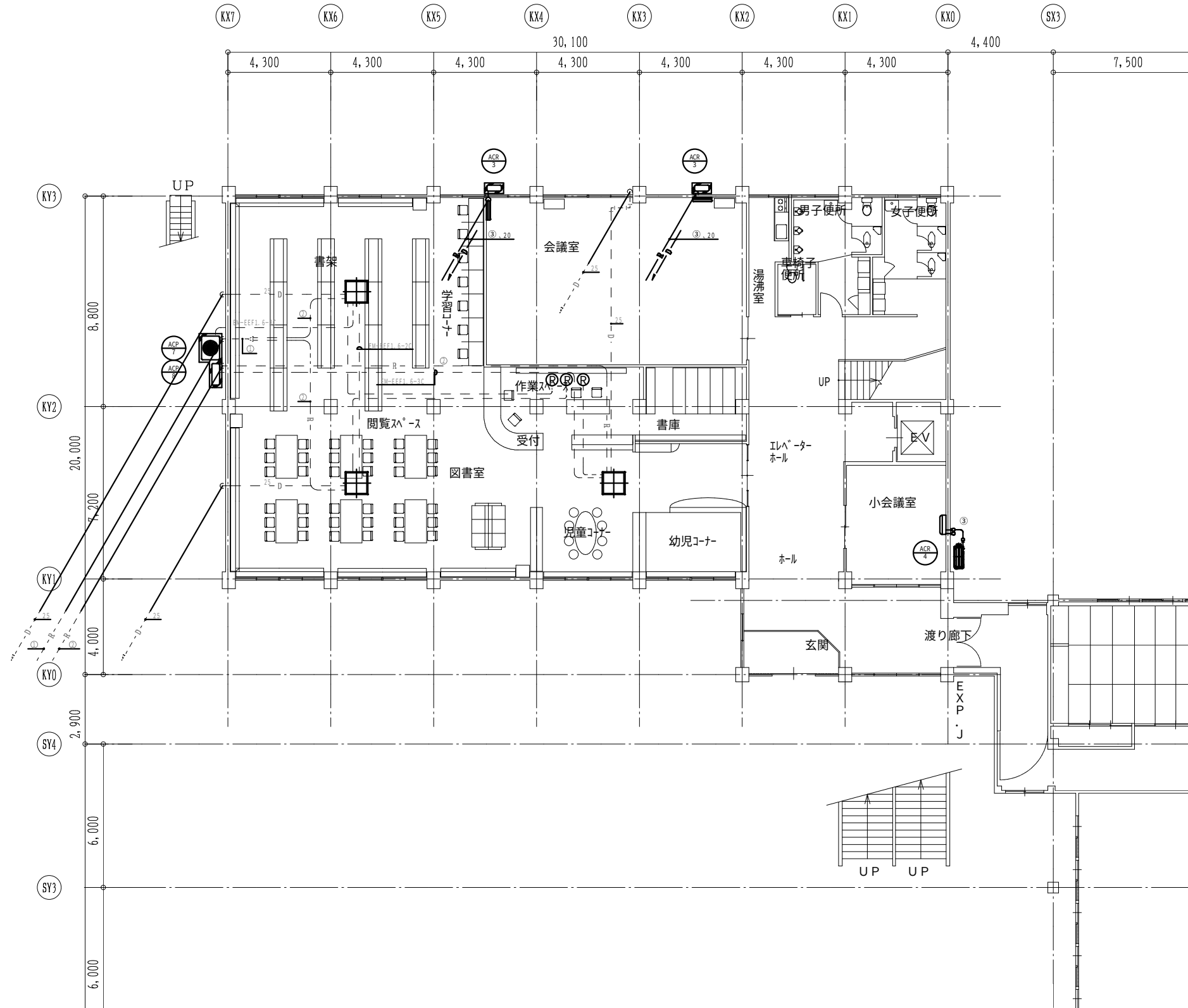


改修前配管凡例		
記号	備考	
---	撤去配管	
---	既設配管	

配管サイズ一覧表		
記号	ガス管	液管
①	25.4φ	12.7φ
②	15.9φ	9.5φ
③	12.7φ	6.4φ

※ 特記なきドレン管は20Aとする。
※ 特記なき制御線は、EM-CEE1.25-2Cとする。

CONSTRUCTION NAME		DRAWING NAME			SCALE	DATE
関川村公民館 空調設備更新工事		冷暖房設備 公民館1階平面図 (改修前)			A1版 1:100	2024.00
		APPROVED	CHECKED	DRAWING	A3版 1:200	DRAWING NO.
						M-08



改修後配管凡例		
記号	備考	
— 5.1 —	新設配管	
— 3.0 —	既設配管	

配管サイズ一覧表		
記号	ガス管	液管
①	25. 4φ	12. 7φ
②	15. 9φ	9. 5φ
③	12. 7φ	6. 4φ

※ 特記なきドレン管は20Aとする。
※ 特記なき制御線は、EM-CEE1.25-2Cとする。

CONSTRUCTION NAME		DRAWING NAME			SCALE	DATE
関川村公民館 空調設備更新工事		冷暖房設備 公民館1階平面図 (改修後)			A1版 1:100	2024.00
		APPROVED	CHECKED	DRAWING	A3版 1:200	DRAWING NO.
						M-09